

借入（リース）物品仕様書

1 品名及び数量

品名	型番	定価	数量	価格(定価×数量)
印刷機 <input checked="" type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定	理想科学工業 SF935 II		1台	
カラー複合機 <input checked="" type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定	コニカミノルタ bizhub C287i		1台	
<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定				
<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定				
<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定				
<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定				
<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定				
合計				

※ 設置・調整業務を 含む（別紙のとおり）。 含まない。

2 物品納入期限（物件の引渡） 令和7年 4月1日

3 賃貸借期間（本年度分） 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 総賃貸借期間
及び最終日 期 間 3年間
最終日 令和10年3月31日

5 物品保管場所 所在地 横浜市中区日本大通35 中区役所別館1階
名称 なか区民活動センター
電話 045-224-8138

6 付帯事項

- (1) 物品の 運搬・搬入 設置・調整 撤去 に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。
- (2) 物品には、動産総合保険を付すこと。この保険料は、賃貸人の負担とする。
- (3) 賃借料の支払いは、毎月後払いとする。
- (4) 賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、次の条件で物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃借料は当初月額賃借料の10分の1以下の額とし、毎月後払いとする。売り渡す場合の売買価格は当初月額賃借料の2月分以下の額とする。
- (5) 本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。
- (6) 本契約に係る保守については、賃借人において別途契約する。

7 発注局課

所在地 横浜市中区日本大通35 中区役所別館1階 電話 045-224-8137
FAX 045-224-8215

中区 地域振興課 担当者 ほそや 細矢

賃借物品構成

印刷機	理想科学工業 SF935 II	
	本体	印刷機 RISOGRAPH SF935 II
	テーブル	RISO架台Nタイプ III
	コインラック	CV-3
	コインラック	CV-3 領収書キット
	コインラック	取付キット
カラー 複合機	コニカミタ bizhub C287i	
	本体	bizhub C287i
	オリジナルカバー	OC-513
	給紙キャビネット	PC-218
	キーパッド	KP-101
	取付キット	
	ハンダー	KAKINくん SV-3S
	ハンダー	接続ケーブル
	ハンダー	領収書プリンタキット